

人間環境大学科目等履修生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、人間環境大学学則（以下「学則」という）第44条および人間環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第43条の2の規定に基づき、科目等履修生について必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 学部の科目等履修生として大学に入学できる者は、高等学校を卒業し、又はこれと同等以上の学力を有すると学長が認めた者とする。

2 大学院の科目等履修生として大学院に入学できる者は、修士または博士課程を修了し、又はこれと同等以上の学力を有すると学長が認めた者とする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて、大学の定める期日までに提出しなければならない。

- (1) 入学願書
- (2) 最終学校卒業証明書および成績証明書
- (3) 現に職業に従事している者、又は在学中の者は所属長又は校長の受験承認書
- (4) その他必要な書類

(入学時期・入学許可)

第4条 科目等履修生の入学時期は、毎期の初めからとする。

- 2 入学を志願した者については、別に定めるところにより選抜を行う。
- 3 科目等履修生の入学は、教授会の議を経て学長が許可する。

(入学金・授業料)

第5条 入学を許可された者は、入学金および授業料を所定の期日までに納付しなければならない。

2 本学を卒業し、科目等履修生として入学を許可された者については、入学金を免除する。

(履修期間)

第6条 科目等履修生の履修期間は、原則として1年又は半年とする。

- 2 科目等履修生は、演習科目および実験・実習科目的履修は収容数の関係から許可されない場合もある。
- 3 履修期間を継続する必要がある時は、許可を得て延長することができる。

(検定料の免除)

第7条 履修期間を継続延長する場合は検定料を免除する。ただし、5年間有効の入学金納入者は、履修開始後5年間は継続の有無にかかわらず検定料を免除する。

(単位認定)

第8条 科目等履修生に対しては、単位認定試験を実施し、合格した者には所定の単位を認定することができる。

- 2 単位算定の基準は、学則第31条、大学院学則第30条に定めるところによる。
- 3 科目履修の認定および成績の評価は、学則第33条および第34条、大学院学則第33条を準用する。

(単位修得証明書)

第9条 科目等履修生は、単位が認定された科目について単位取得証明書の交付を受けることができる。

(退学)

第10条 科目等履修生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならぬ。

(除籍)

第11条 科目等履修生が次の各号のいずれかに該当するときは、教授会又は研究科委員会の議を経て、学長がこれを除籍する。

(1)科目等履修生として不適切な行為があったとき。

(2)授業料納付の義務を怠ったとき。

(規程の準用)

第12条 この規程に定められていない事項については、本学学則又は大学院学則を準用する。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は平成12年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成25年1月30日からこれを施行する。

附則 この規程（改正）は、平成27年1月14日からこれを施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年8月31日からこれを施行する。